

入 札 説 明 書

この入札説明書は、公立大学法人福島県立医科大学会計規程（平成 18 年 4 月 1 日基本規程第 15 号。以下「会計規程」という。）、公立大学法人福島県立医科大学契約細則（平成 18 年 4 月 1 日細則第 13 号。以下「契約細則」という。）及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

- 1 発注者（契約権者） 公立大学法人福島県立医科大学
理事長 竹之下 誠一

- 2 入札に付する事項

公告に示すとおり。

なお、買入れをする物品の仕様等については、別紙仕様書のとおり。

- 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

なお、福島県の定める「物品の買入れ及び修繕に係る競争入札参加者の資格審査並びに資格制限に関する要綱」（昭和 60 年 4 月 1 日制定。以下「要綱」という。）第 9 条の規定に基づく参加資格制限を受けている者（以下「参加資格制限期間中の者」という。）は、調達契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請け（物品購入契約にあっては仕入先又は卸し先。以下「仕入先等」という。）となることは認められていない。応札製品について該当が無いことを確認のこと。

- 4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第 3 号様式。以下「確認申請書」という。）を下記に示す場所に提出し、当該資格の確認申請をすること。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、入札に参加できないので、十分に注意すること。

- (2) 確認申請書の提出期限及び提出場所

令和 7 年 1 1 月 2 6 日（水）正午まで

公立大学法人福島県立医科大学事務局企画財務課企画担当

- 5 入札書の提出期限等

- (1) 入札書の提出日時及び提出場所

令和 7 年 1 2 月 3 日（水）午後 1 時 1 5 分

公立大学法人福島県立医科大学 第 1 カンファランス室

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書（第 6 号様式）に必要とする事項を記載し、提出すること。

(2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認通知書（法人からの通知）の写し

イ 委任状（第 7 号様式） 代理人が出席し、入札する場合

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

7 入札保証金

契約細則第 9 条第 1 項第 2 号の規定に基づき入札保証金は免除する。ただし、落札者決定後、契約を締結しない場合には見積りに係る入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 3 に相当する額を納めなければならない。

8 入札方法及び開札等

(1) 開札は、令和 7 年 1 2 月 3 日（水）午後 1 時 1 5 分

公立大学法人福島県立医科大学 第 1 カンファランス室で行う。

(2) 開札に先立ち、入札者は上記 6 の (2) で指定する書類確認を受けるものとする。

(3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

(4) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。なお、再度入札の回数は、原則として 2 回を限度とする。

9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、理事長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

(1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなけ

ればならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第1号様式）により公立大学法人福島県立医科大学事務局企画財務課企画担当に令和7年11月20日（木）正午までに説明を求めることができる。

法人は、法人公式ホームページに掲載する方法により回答する。

- (2) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (4) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。
- (7) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する事項に違反した入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 記名、押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札

- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (9) 明らかに連合(談合)によると認められる入札

13 落札者の決定方法

- (1) 契約細則第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

ただし、契約細則第23条第1項各号の一に該当する場合は、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とすることがある。

- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、契約細則第31条の規定により随意契約をすることができる。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として契約細則第39条第3項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第229条第1項各号（別記1）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

15 契約書等の作成

- (1) 購入契約書（以下「契約書」という。）を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から10日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取消すことがある。

16 契約条項は、契約書及び契約細則による。

17 当該契約に関する事務を担当する部門は、上記 4 の (2) と同じである。

契約細則（抜粋）

（契約保証金）

第 39 条 契約を結ぶ者をして、契約金額の 100 分の 5 以上（工事等の請負契約にあっては、100 分の 10 以上）の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、契約の相手方が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証契約を結んだとき、その他その必要がないと認める場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

2 前項の保証金の納付は、有価証券の提供をもってこれに代えることができる。

3 前項の有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

- | | |
|-----------------------|---------------|
| (1) 福島県債証券 | 額面全額 |
| (2) 国債証券 | 額面全額の 10 分の 8 |
| (3) 地方債証券（福島県債証券を除く。） | 額面全額の 10 分の 8 |
| (4) 理事長が確実であると認める社債権 | 時価の 10 分の 8 |